

土曜窓口における取扱業務と手続きに必要なもの【子育て】

土曜窓口は、平日の窓口業務の一部に限られています。お手続きの際は、取扱業務や手続きに必要なもの等を下記にてご確認くださいか、平日に担当課へお問い合わせくださるようお願いいたします。
(東大和市役所 電話：042-563-2111)

○各種助成・手当

土曜開庁の取扱業務	手続きに必要なもの	担当課
児童手当の届出 (資格取得・資格喪失・変更・現況届)	印鑑(浸透印(シャチハタ印等)不可)、健康保険証、医療証など ※左記届出内の種別及び請求者などの要件に応じた書類が必要となりますので、月～金曜日の開庁時に事前にお問い合わせください。	子育て支援課 手当・助成係 (内線 1761)
乳幼児医療費助成の届出 (資格取得・資格喪失・変更)		
義務教育就学児医療費助成の届出 (資格取得・資格喪失・変更)		
高校生等医療費助成の届出 (資格取得・資格喪失・変更)		

○幼稚園・保育園等

土曜開庁の取扱業務	手続きに必要なもの	担当課
施設型給付費及び地域型保育給付費の教育・保育給付認定の申請(受付期間内の申請に限る)	給付認定申請及び利用申請については、勤務証明書などが必要です。 転園や変更の場合は、内容に応じた書類が必要となります。	保育課 保育・幼稚園係 (内線 1751)
認可保育園等(認可保育園、認定こども園(保育部分に限る)、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育をいう。以下同じ。)の利用又は転園の申請(受付期間内の申請に限る)		
希望する認可保育園等の変更の届出、家庭状況等の変更の届出		
認可保育園等の退園等の届出		
認可保育園の保育料の収納		

土曜開庁の取扱業務	手続に必要なもの	担当課
施設等利用給付認定の申請	保育の必要性に応じた書類（勤務証明書など）、本人確認書類（免許証など）、マイナンバーカードなど	保育課 保育・幼稚園係 （内線 1751）
施設等利用費の申請	領収証、提供証明書、印鑑（浸透印（シャチハタ印等）不可）、本人確認書類（免許証など）、振込先のわかるもの（認定保護者名義）	保育課 保育・幼稚園係 （内線 1751）
保育コンシェルジュへの相談	※土曜日の相談には事前予約が必要です。前週の金曜日（祝日の場合はその前日）の午後 5 時までにご連絡ください。	保育課 保育・幼稚園係 （内線 1751）